



JULY 7

2019

◆今年度より雇用関係助成金に係る不正受給対策が強化されています！◆

雇用保険法施行規則の一部改正により、雇入れや教育訓練等に関する各種助成金（雇用関係助成金）について、不正受給対策の強化が行われています。実際に、栃木県内においても懲役2年（執行猶予3年）の有罪判決を受けているケースもあります。

ここで言う「不正」とはどのようなことを指すのか？

- ① 休業していることを要件としている助成金について、業務に従事していたのにも関わらず、休業を実施しているように偽って申請した。
- ② 残業削減や有休取得に取り組む企業向けの助成金について、実際は有休ではなく労働していたにも関わらず、有休を取得したように賃金台帳に記載した。
- ③ 非正規社員を正社員に転換することを要件とする助成金について、当初から正社員として雇うことを前提としていたにも関わらず、その約束はなかったということにして申請した。 など

労働局の職員が事前連絡なしに実地調査を行ったり、従業員に対して直接電話や郵送でのアンケート、第三者からの通報等により発覚する場合があります。

当然のことではありますが、事実と異なる書類を作成したり申請書に記載したりすることはすべて「不正」にあたります。

「不正」が発覚した場合、どのような処分が行われるのか？

- ① 不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けた場合、その日から5年経過していなければ、雇用関係助成金を受給することができない。
- ② 助成金を申請しようとする企業の役員等に、他の企業で不正受給に関与した役員等がいる場合は雇用関係助成金の申請はできない。
- ③ 不正に受けた助成金の返還、不正受給日から返還日までの延滞金、不正受給額の20%に相当する額の合計額を弁済する。
- ④ 厚生労働省のホームページにおいて以下の内容が公表される。
 - ◆事業主等の氏名
 - ◆事業所の名称、所在地
 - ◆不正行為の内容
 - ◆偽りの証明等を行った教育訓練機関や代理人（社労士等）の氏名、事業所の名称・所在地

支給申請時に、取締役の一覧を提出することとなりました。
・氏名（旧姓も併記）
・性別 ・生年月日

注

近年、厚生労働省から委託を受けたと装って、助成金の申請や受給額の無料査定を行うとの書面を一方的に送付（FAX）し、助成金の活用を勧誘する事業者が存在します。これらの事業者は、手数料などを目的に、本来受けられない助成金について受給を提案して来る可能性がありますので十分ご注意ください。

【まとめ】 助成金を受給することが第一義的な目的とならず、人材の確保や雇用の維持、社員のスキルアップなどについて、企業の方向性に沿った上で正当に申請すれば、助成金は有効に活用することができます。

《筆者：古谷野》

お知らせ

- 年に1回の定期健康診断を実施いたします。ご希望の場合は、お申し込みください。今年は、10月29日（火）と11月20日（水）の2回です。
- 健康保険・厚生年金の定時決定（算定基礎届）を行っています。4・5・6月の報酬を基に9月からの標準報酬月額を決定します。
- 労働保険料等の申告納付は、7月10日（水）までです。忘れずに納付をお願い致します。

自然との共生

雨続きの毎日ですが、天気の様子を見ながら自然を味わっています。
日光の高山は前回に続き2度目でしたが、中禅寺湖に下り、先日見られなかったクリンソウを見してきました。
今年は花が少なく感じましたがとてもきれいでした。ヤシオにも感動しました。

クリンソウ

ヤシオ

わたしのひとこと

「働き方改革」が本年4月からスタート。
「時間外労働の削減・年次有給休暇の付与義務等」の対応が急速に進みつつある中で、来年の4月から施行される「パート・有期雇用労働法」の「同一労働・同一賃金」については実行に困難を要するのではないかと危惧しているところ です。

新法の8条では、「短時間・有期雇用労働者の基本給・賞与等ついて、正社員との間において業務の内容、責任の程度、配置変更の範囲、その他の事情等を考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない」とされています。要するに、『正社員』と『パート、契約社員（非正規社員）』との間の格差を問題視しているのです。

では・・・＜正社員に賞与を支給し、パートには支給しない＞、この問題、賞与は、会社の利益に貢献してくれた人に分配するとしたら、パートも貢献していると捉えられます。パート（短時間）だからという理由で支払わないという考えが均衡・均等ではないという判断になります。週40時間の正社員の賞与の額に対して、週30時間のパートには30時間分の貢献度の賞与の分配が求められます。賞与のほか、諸手当・福利厚生などにおいても、均衡・均等が問われますので見直しが必要となってきます。

この問題の取り扱いは労働局の雇用環境・均等室です。今、100人以上の事業所に実態調査が行われています。今後、行政及び裁判等の取り扱いを注視していきたいと思っています。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

